

業務の目的・意義

- 小牧市がPPP/PFI手法の導入を検討するにあたり、必要となる基本的な知識に加え、小牧市がPPP/PFI手法導入を従来手法に優先して検討していくために、検討の対象となる事業分野や検討プロセス等の基本的な考え方を示すことを目的として「小牧市PPP/PFI導入基本方針」（優先的検討規程）の素案策定を支援した。

優先的検討規程の構成

章	項目
第1章 PPP/PFI導入基本方針策定の目的	1 取組の動向
	2 小牧市PPP/PFI導入基本方針策定の目的
第2章 小牧市におけるPPP/PFI導入の考え方	1 優先的検討の対象となる事業分野の範囲
	2 PPP/PFIの推進体制
	3 PPP/PFI導入の流れと優先的検討
第3章 PPP/PFIの概要	1 PPP/PFIとは
	2 PFI手法
	3 PFI以外のPPP手法
	4 PPP/PFIによる効果
	5 官民対話の方法

優先的検討規程策定のポイント

- 小牧市PPP/PFI導入基本方針（案）を策定する際のポイントを ~ のとおり整理し、策定支援を行った。

対象事業分野	対象事業分野は、「総合計画」「公共施設等総合管理計画」等も踏まえ、「公共施設等整備・維持管理運営事業」及び「公有財産利活用事業」とした。公共施設等整備・維持管理運営事業に主眼を置きつつも、今後、検討の必要性が増すことが想定される「公有財産利活用事業」も対象とすることで広くPPPを実施可能なものとした。
対象基準（検討ルートに乗せる基準）	優先的検討の対象とする事業の基準は、PPP/PFI導入の可能性のあるものは全て検討、民間活用の意識を高めたいとの考えから「全事業」を検討の対象とすることとした。
検討プロセスと庁内体制	庁内体制は、事業所管課が中心となり、制度所管課が検討のサポートをする体制とすることで、円滑に検討が進むものとした。さらに全庁的な会議体である「（仮称）小牧市PPP/PFI導入検討委員会」での審議、そのうえで市長決裁を義務付けることことで、確実な意思決定を可能とした。
民間事業者との情報共有・対話	民間事業者のノウハウを活用するには情報共有の機会を設けることが重要であるため、優先的検討のステップにおいて、サウンディング等を実施し、民間事業者との対話の機会を設定した。
検討・評価事項と判断基準	簡易な検討を効果的、効率的に実施するために、事業所管課が検討し評価する事項に加え、PPP/PFI導入を判断する基準を明確化した。

運用に関する課題

- 今後、小牧市において規程を運用していくにあたっての課題等を以下のとおり整理した。

事業担当課を支援する庁内体制の実行 基本方針（優先的検討規程）を運用する中で、制度所管課はもちろんのこと庁内関係各課もPPP/PFI事業推進に関するノウハウの蓄積を進めるとともに、事業所管課による事業の検討状況を把握のうえ適切に支援を実行することが重要である。
基本方針（優先的検討規程）・PPP/PFIの基礎知識等に関する定期的な庁内周知 基本方針（優先的検討規程）の運用定着のためには、庁内に対して、定期的に周知発信すること求められる。また、基本方針（優先的検討規程）の周知と合わせ、PPP/PFI全般に関する事業所管課の知識向上の機会（庁内研修の実施、地方ブロックプラットフォームにおける研修への参加等）を設ける必要がある。さらに、制度所管課が、検討対象事業が漏れなく検討されているかを確認し、場合によっては、検討を要請する手段を有することも重要である。

業務の目的・意義

- 1 草津市では、将来訪れる人口減少局面や公共施設に係る財政リスクの軽減等への対応として、公共施設等の整備や市民サービスの提供に当たっては、民間事業者等との協働により民間活力を導入することで、より低廉かつ質の高い、効率的、効果的な公共事業とするため、PPP/PFI手法の導入に向けた一層の取組が必要となる。
- 1 公共施設等を所管する担当部署が、PPP/PFI手法の導入を優先的に検討するための基本的な考え方や手順等を整理するため、優先的検討規程（草津市PPP/PFI手法導入優先的検討方針）の策定を支援する。

優先的検討規程に基づいた運用支援（草津市公営住宅建替事業）

事業概要

- 1 草津市では、令和3年3月に策定した「草津市公営住宅建替基本計画」により、公営住宅の建替を、より効率的かつ効果的な事業とするため、中長期的なマネジメントの視点から最適な事業方針（全体フレーム）を定めている。
- 1 当該計画に基づき、PFI等の公民連携手法の活用に向けた事業化の可能性を検討した。

支援内容

- 1 民間活力の導入可能性を検討するため、基本情報の整理を行った上で、事例調査および民間事業者への個別ヒアリング調査を支援し、民間事業者の創意工夫・ノウハウ発揮の余地、業務の設定範囲等について確認を行った。

定性評価

- 1 簡易な検討における定性評価として、類似事例の整理を行うとともに、公営住宅事業の実績がある事業者2社にヒアリングを行った。
- 1 単独での建替では事業規模が限定的であるため、複数の団地を一体的に検討することで、民間事業者が参画できる可能性が確認できた。

優先的検討規程策定のポイント

- 1 「草津市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」を策定する際のポイントについて、～ のとおり整理し、素案の策定支援を行った。

対象事業分野	「草津市公共施設等総合管理計画の体系に位置付ける公共施設等および公共施設等に付随するサービス」とした。
対象基準（優先的検討プロセスに乗せる基準）	国の基準や、事例等を踏まえ、「事業費の総額が10億円以上の事業（建設、製造または改修を含むものに限る。）」または「単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る）」のいずれかの基準に該当するものについては、原則、優先的検討プロセスの対象とした。
庁内体制と優先的検討プロセス	公共施設を所管する担当部署が、必要に応じて関係部署と協議しながら、施設のあり方や、公共施設のマネジメントとの整合性の視点、優先的検討要件等から、官民対話の実施等を通じて導入を検討することとした。 優先的検討に当たっては、「ステップ0 事業発案」の段階において基礎情報等を整理し、「ステップ1 優先的検討の開始」、「ステップ2 適切な手法の選択」および「ステップ3 簡易な検討」を実施の上、基本構想、基本計画等を基に、適宜、庁議等を経て議会報告を行い、施設のあり方や整備等の方向性を定めた後、「ステップ4 詳細な検討（導入可能性調査等）」に移行することとした。
民間事業者との対話	民間事業者の技術・ノウハウ・資金等の活用や民営化による運営の可能性を検討するために、優先的検討プロセスのステップにおいて「官民対話」の機会を明記し、対話を通じて定性評価の機会を設定した。

運用に関するポイント

制度所管部署から担当部署への支援推進	各担当部署への優先的検討規程のノウハウの水平展開
優先的検討規程・PPP/PFIの基礎知識等に関する定期的な庁内周知等	PPP/PFI全般の知識向上（各種研修、地域プラットフォームへの参加等）